

(名取市下水道条例第6条の2関係)

誓 約 書

排水設備指定工事業者の資格要件は、名取市下水道条例第6条の2第3号から第5号までのいずれにも該当する者であることを誓約いたします。

令和 年 月 日

申請者：住 所

事業所名

代表者氏名

名取市長 あて

◇名取市下水道条例第6条の2第3号から第5号

- 3 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- 4 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
- 5 第6条の4の規定により指定の取消処分を受けた場合は、その取消の日から2年以上経過していること。